

門川町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

目次

- | | | |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 計画の趣旨及び現状 | 1 |
| 2 | 目標 | 2 |
| 3 | 計画の期間 | 3 |
| 4 | 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 | 3 |
| 5 | 関連する取組、今後のフォローアップについて | 5 |

令和8年4月
門川町教育委員会

1 計画の趣旨及び現状

(1) 計画の趣旨

門川町教育委員会では、子供一人一人に寄り添った質の高い教育を実現するためには、教職員が心身ともに健康な状態で、専門性を十分に発揮できる勤務環境を整えることが不可欠であると考えている。

近年、教育を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、学校に求められる役割の拡大や業務の増加に伴い、教職員の勤務が長時間に及ぶ状況が指摘されている。こうした状況は、教職員の心身の健康を損なう恐れがあるだけでなく、教育の質の維持・向上という観点からも大きな課題となっている。

このような背景を踏まえ、国においては、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）第8条に基づき、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が策定され、教育委員会に対し、教職員の業務量管理及び健康確保に向けた計画的な取組が求められている。

本計画は、これらの国の指針及び「門川町教育振興基本計画」等を踏まえ、門川町立学校における働き方改革を総合的・計画的に推進するため、教職員の業務量の適正な管理及び健康確保に向けた具体的な取組を示すものである。本計画に基づく取組を通して、教職員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立を図り、子供たちへのよりよい教育につなげることを目的とする。

(2) 門川町の現状

門川町では、教職員の長時間勤務の是正を図るため、これまで国の示す指針や県の働き方改革プラン等を踏まえ、在校等時間の把握や業務改善に取り組んできた。

令和6年度における町立学校の教職員の時間外在校等時間の状況については以下のとおりであった。

① 月平均時間外在校等時間

	月平均 45 時間以上 80 時間未満の割合	月平均 80 時間以上 の割合
校長	25%	0%
教頭	75%	25%
事務	0%	0%
小学校教諭等	17%	4%
中学校教諭等	27%	0%

教諭等・・・主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師

② 年平均時間外在校等時間

	年平均時間外在校等時間	年時間外在校等時間 360 時間未満の割合
校 長	405 時間	25%
教 頭	884 時間	0%
事 務	295 時間	40%
小学校教諭等	469 時間	31%
中学校教諭等	447 時間	36%

年平均時間外在校等時間については、特に教頭において長時間となる傾向が見られ、教諭等においても年間450時間程度に及ぶなど、業務量管理及び健康確保の観点から課題を有している。こうした状況は、学習評価や成績処理、教材研究、部活動、生徒指導等の業務の重なりが背景にあることから、業務の進め方や役割分担を見直し、組織として持続可能な業務体制を構築する必要がある。以上の状況に鑑み、給特法第8条に基づき、本計画を策定する。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

国が示す指針を踏まえ、各教職員の時間外在校等時間について、以下を目標とする。

- 1か月時間外在校等時間の平均が45時間以内となる教職員の割合を、計画期間中に着実に向上させ、令和10年度には下表の達成を目指す。なお、令和11年度までに教職員一人当たりの1か月時間外在校等時間の平均を30時間程度に削減することを目標とする。

	月平均45時間未満の割合 (令和6年度実績)	令和10年度目標 月平均45時間未満の割合
校 長	75%	100%
教 頭	0%	50%
事 務	100%	100%
小学校教諭等	79%	90%
中学校教諭等	73%	85%

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教職員の心身の健康確保と教職の魅力向上を図るため、次のことを目指す。

- 年次有給休暇を取得しやすい職場づくりを進め、年間の年次休暇の平均取得日数を10日以上とする。
- 教師自身の健康管理と職場づくりのため、町が実施するストレスチェック受検を促進し、教職員の受検率100%にする(令和7年度89%)。
- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を15%以下にする(令和7年度20.3%)。
- ストレスチェックにおける総合健康リスクの値を90以下にする(令和7年度94.1)。
- 教職員が子供や保護者との信頼関係を構築するとともに、専門性の発揮を通して、やり

がいを感じながら教育活動に取り組める状態を目指す。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和10年度までの3年間とする。

これは宮崎県教育委員会が策定する「第三期働き方改革推進プラン（仮称）」の前期期間との整合を図るものである。

なお、国における指針の改定や、教育を取り巻く環境の変化等に応じ、必要に応じて計画の見直しを行い、計画が形式的なものとならないよう努める。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

門川町教育委員会は、本計画期間中の重点事項として次の内容に取り組む。

(1) 業務の3分類を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- **登下校時の通学路における日常的な見守り活動**については、地域の実情を踏まえつつ、保護者・地域住民・関係団体等による取組を基本とし、日常的に学校教職員が担うことのない体制づくりを進める。（3分類①関係）
- **放課後から夜間における校外的見回り**については、町教育委員会及び関係機関との役割分担を整理し、学校が自主的に行う見回りは原則として行わないこととする。また、**児童生徒が補導された時の対応**については、保護者が第一義的な責任をもつことについて認識を共有する。（3分類②関係）
- **学校徴収金の徴収・管理**については、公会計化等の先事例や国・県の動向を踏まえつつ、学校以外が担う仕組みの可能性について、首長部局と連携しながら調査・研究を行う。（3分類③関係）
- **地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等**については、学校の地域連携担当教員が地域学校協働活動推進員と密に連携・協議を行い、同推進員を通じて地域住民との連絡調整を図る。（3分類④関係）
- **保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応**については、門川町教育委員会が関係部局や弁護士等の専門家と連携し、行政として対応する体制整備を進める。（3分類⑤関係）

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- **調査・統計等への回答・報告業務**については、様式の統一やWebアンケート等の活用を進め、町教育委員会が実施する調査等への回答に係る事務負担の負担軽減を図る。（3分類⑥関係）
- **ICT機器やネットワーク整備の日常的な保守・管理**については、町教育委員会と連携を図りながら、ICT支援員や外部委託をした企業が中心になって行う。（3分類⑧関係）
- **学校プールや体育館等の施設・設備の管理**については、地域への開放を含め、外部委託等の可能性を含めた見直しを教育委員会において検討する。（3分類⑨関係）

- **校舎の開錠・施錠**の役割分担を明確化し、各職員が担当区域を責任持って管理する。退庁時刻以降の出入り口を限定し、確認ルートを最小限に絞ることで、特定の職員による最終確認の負担を軽減する。（3分類⑩関係）
- **児童生徒の休み時間における安全への配慮**については、学級担任等の特定の教師に対応を集中させることなく、輪番による学校職員等の協力や地域住民等の支援を活用した見守り体制を築き、教師の負担軽減を図る。（3分類⑪関係）
- **部活動・課外活動**に関する負担軽減については、国・県の方針に基づき、活動日数や時間の適正化を徹底する。あわせて、地域人材や部活動指導員の活用、部活動の地域展開に向けた体制整備を検討し、教職員の部活動に係る負担を軽減する。（3分類⑬関係）

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- **給食の時間における対応**として、特別活動の一環で行う食に関する指導については、学級担任等が栄養教諭の連携のもと実施する。（3分類⑭関係）
- **授業準備**や採点作業等の**成績処理**については、スクール・サポート・スタッフ（教員業務支援員）の活用や校務支援システム等のICTの活用により、負担軽減を図る。（3分類⑮⑯関係）
- **授業準備**や**学校行事の準備・運営**については、地域学校協働活動推進員を通して、地域住民・保護者へ協力を依頼し、教職員が担ってきた準備や引率等の業務負担を軽減する。（3分類⑰関係）
- **支援が必要な児童生徒・家庭への対応**については、学校全体で役割を決めて取り組むとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材との連携を強化し、特定の教職員に業務が集中することのないよう、学校が組織として対応できる体制を整える。また、不登校児童生徒への対応については、かどっ子ひなたルーム（校外教育支援センター）や校内教育支援センターの活用を図る。（3分類⑲関係）

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小学校4年生以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 教職員の負担軽減を図るため、ICT（タブレット等）を活用した授業改善を推進し、教材準備や学習評価等の効率化を進める。
- 行事や会議については、目的や成果を明確にした上で精選し、開催方法や回数、時間の見直しを行う。
- 業務時間外に着信した電話については自動音声メッセージにより案内を行い、原則として電話対応を行わない運用を行う。
- 教育活動の質の向上に直結しない業務については、削減・簡素化・外部化を検討する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- 校務支援システム等で教職員の勤務時間を客観的に把握・分析し、特定個人や時期への業務集中を解消する。長時間勤務が常態化している場合は、管理職による業務見直しや役割分担の調整を行うとともに、教育委員会と連携した面談を実施し、速やかな改善につなげる。
- 教職員が心身の不調を早期に相談できるよう、町の機関や関係機関の相談窓口や支援体制の周知を図る。
- 夏季休業期間中における学校閉庁期間（7日間）を設定する。
- 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- 定時退校日を週 1 回設定し、長期休業等の期間中に一斉閉庁日を設定する。
- フレックス制度については、長期休業中を中心に効果的な活用を継続する。

5 関連する取組及び今後のフォローアップ

- 取組の着実な実行を図るため、所管する学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、門川町教育委員会の HP で公表するとともに、教育委員会会議及び総合教育会議において報告することとする。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、校務支援システム等で把握し、その他の目標については、教職員アンケートの結果や調査から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的な活用を促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 首長部局や学校運営協議会等と連携し、保護者・地域へ「業務の 3 分類」等の趣旨を広く周知する。働き方改革が児童生徒への教育活動の充実につながることを明確に伝え、地域全体で学校を支える協力体制を構築する。